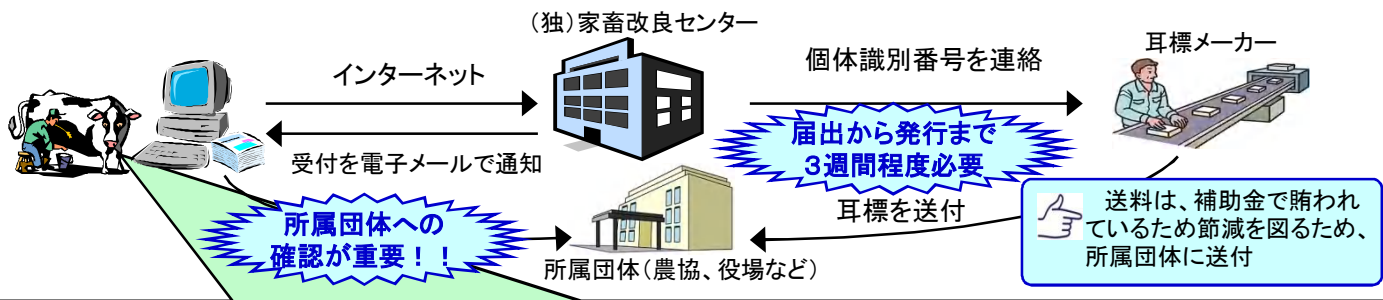


【届出3】耳標再発行を行います。(確実に個体識別番号を伝達することが重要)



【出荷直前又は、輸送中に耳標が脱落し再発行手続きをした場合】

耳標再発行の処理が終了した場合、申請者に耳標が送付されますので、確実に譲り渡し先に転送してください。

【耳標再発行上の注意】

耳標再発行手続き後の取消しはできません。必ず「[繁養牛及び在庫耳標一覧](#)」から耳標番号よくを確認のうえ再発行手続きを行ってください。

1 ログオン後の画面

①パソコン報告システムへログオン後、メニューから【耳標再発行報告】をクリックする。

2 耳標再発行報告入力画面

②個体識別番号・再発行枚数の順に正しく入力し、内容を確認後【確認する】をクリックする。

3 入力確認画面

③入力内容を確認し、正しければ【報告する】をクリックする。

4 入力確認画面

④続けて報告する場合は、【続けて報告する】をクリックする。

⑤終了する場合は、画面右上の【ログアウト】をクリックする。

5 変更確認画面

本日の報告済耳標再発行データ一覧			
本日分の(独)家畜改良センター奥羽牧場様が報告を完了している耳標再発行データは以下の通りです。			
全3件			
個体識別番号	再発行枚数	脱落理由	
1 11-00004	1:片耳	1:脱落	
2 12-03568	1:片耳	1:脱落	
3 12-03575	2:両耳	1:脱落	

⑥報告済みデータを確認する場合は、再発行報告画面より【本日の報告済みデータ一覧】をクリックする。

※耳標が脱落した場合の手続

疾患等によりやむをえず耳標を取り外した場合や脱落した場合

(1) 耳標の再発行の届出について

耳標の再装着の必要がありますので、管理者は速やかに耳標の再発行依頼を電話音声応答システム、パソコン報告システムなどで請求を行ってください。

(2) 耳標の脱落中の措置について

(牛トレーサビリティ法施行規則第13条)

管理者は次の措置を講じてください。

- 取り外した(脱落した)耳標又は当該個体識別番号を記載した札を当該牛にひも等で取り付ける。
- 当該牛の耳以外の部分に個体識別番号を塗料等で記載する。